

令和6年 第7回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年7月26日(金) 10時00分  
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題(8件)

報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(5)  
報告第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)  
報告第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(2)

○出席委員(14名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 大濱 正則  | 2番  | 北野 保夫  |
| 3番  | 本庄 捨伸  | 4番  | 北野 益生  |
| 5番  | 前橋 瑞紀  | 6番  | 野村 富夫  |
| 7番  | 北原 知子  | 8番  | 駒井 隆彦  |
| 9番  | 長谷川 巧  | 10番 | 松本 慶一  |
| 11番 | 松本 眞実子 | 12番 | 芦谷 博務  |
| 13番 | 杉田 住夫  | 14番 | 宮下 多恵子 |

○欠席委員(0名)

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

○出席事務局職員(3名)

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 事務局 | 事務局長 | 西田 幸生 |
| 〃   | 主 幹  | 鵜鷹 一成 |
|     | 事務吏員 | 吉田 美紅 |

○出席市長部局(1名)

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 産業振興課 | 副主幹 | 尾塩 昌昭 |
|-------|-----|-------|

## 議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第7回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、報告第24号～報告第26号の8件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第7回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により

1番 大濱委員、及び 2番 北野委員よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。

報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第24号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、5件でございます。

(報告第24号、1～5番を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

■番

相続の届出は10カ月以内に提出されているのでしょうか。

事務局

3番は、相続してから10カ月以内、2、4、5番は相続してから1年前後で届出を提出されています。1番は平成22年に相続されていますが、令和6年6月に登記がされています。2番と同じ農地のため、今回2番の届出を提出していただくにあたり、1番についても同時に提出していただいております。

議 長

他に質問ございませんか。

各委員

なし

議 長

続きまして報告第25号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第25号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1件でございます。

(報告第25号、1番を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議 長

続きまして報告第26号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第26号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、2件でございます。

(報告第26号、1～2番を読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

■番

前回の総会で、非農地証明を不承認しましたが、申請者はどのような反応でしたか。また、不服申し立てをされて、裁判をおこされた場合はどういった対応をしますか。

事務局

相手方は不承認を了承しています。非農地証明に関しては、市の弁護士とも相

議 長  
事務局

●番  
事務局  
議 長  
各委員  
議 長

談しましたが、処分ではないので相手方から不服申し立てはできません。あくまで農地か非農地かの証明で許可ではありません。

非農地証明の不承認について、不服の申し立てはできないのですか。

令和6年第5回高砂市農業委員会総会で非農地証明が不承認になった案件があり、相手方への通知文を作る際に市の弁護士に相談しましたが、非農地証明は処分ではないので審査請求はできない。審査請求できる場合は、新しい権利や何か義務が発生する時しかできない。非農地証明を不承認したことは、単に農地か非農地かか意思を示したに過ぎないので審査請求できないと聞いています。

過去の総会で不承認されたもので裁判に上がったものはありますか。

この2年間はありません。

他に質問ございませんか。

なし

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時20分

議事録署名委員

大濱 正則 委員

北野 保夫 委員